

《研究ノート》

ニュージーランド会社法における 取締役および取締役会

青木英夫

はしがき

会社の種類としては、株式有限会社、保証有限会社と無限会社がある(s. 13)¹⁾。株式有限会社とは、株主の責任がその有する株式の未払込額に定款で制限された会社である(s.13(2)(a))。保証有限会社とは、社員の責任が、会社の清算の場合に出捐を引き受けている金額に定款で制限された会社である(s.13(2)(b))。保証有限会社は株式資本をも有することができる(s.21参照)²⁾。この場合には、社員の責任は、支払を保証した金額に加えて、その有する株式の未払込額にまで及ぶこととなる。無限会社とは社員の責任が制限されな

1) 以下においては、特に断わらない限りは、本文および脚注におけるセクション・ナンバー(s. 13のように略記する)は、Companies Act 1955の条文番号を示す。また、付則は、Table A, art. 88のように略記する。同法は1948年イギリス会社法をモデルとして制定された法律で、ニュージーランド会社法の基本法である。同法の制定後、数次の改正が行われているが、本稿で参照した最新のものは、Companies Amendment Act 1975, No.37である。特に55年法と示す必要がある場合には、会社法典として示す。例えば、本文で会社の種類という会社は、会社法典の下に設立登記がなされる会社である、というように用いる。

2) J. F. Northey, Introduction to Company Law in New Zealand (8th ed., 1976), pp. 6, 7.

独協法学

い会社である（s.13(2)(c)）。無限会社も株式資本を有しうる（s.21参照）。

さらに、公募会社と私会社という区別がある。もっとも、会社法典上用いられている用語は私会社のみであって、公募会社という用語は会社法典上のものではない³⁾。両者の主たる相違は社員数と社員の募集方法にある。まず社員の員数について言えば、公募会社の社員の員数には最高限の定めはないが、私会社のそれには25人以下という制限がある（s.353）。もっとも、私会社に従業員であるまたは従業員であった社員が存する場合には、社員の員数は50人以下であればよいとされている（s.359(2)）。つぎに、社員の募集方法であるが、私会社は公募という募集方法をとらない会社である（s.360参照）。なお、私会社には2種あって、一は株式有限会社であり、二は株式資本を有する保証有限会社である（s.353(1)⁴⁾）。

いうまでもなく、もっとも一般的な会社は株式有限会社であり、本稿も主

3) 小町谷操三・イギリス会社法概説（有斐閣）29頁参照。なお、本稿で使用する訳語については、同書に訳語がある限り、可及的に同一の訳語を使用することとした。無用な混乱を回避するためである。

4) ニュージーランドで登記された会社数を示すと次のごとくである（資本の単位は、1,000ドルである。）。

年 度	私 会 社 数	公 募 会 社 数	外 国 会 社 数	資 本
1945	720	6,393	18	228
1950	2,057	16,452	15	732
1955	2,564	24,401	19	9,083
1960	3,691	29,857	46	19,759
1965	5,504	36,779	37	25,379
1970	6,346	45,154	34	38,434
1973	8,753	90,345	32	51,045
			52	108,034

外国会社とは、ニュージーランド国外で設立された会社である（s. 2）。外国会社の数および資本の著しい増加が注目される。上表には含まれていないが、1972年には外国会社の数および資本はそれぞれ53, 4,183,507（単位1,000ドル）に達した。1973年における資本の激減の理由は不明であるが、1972年11月の総選挙で労働党が政権を獲得している。1974年12月末には、資本総額は不明である508の外国会社が存在した（Northey, op. cit., p.5)。

ニュージーランド会社法における取締役および取締役会

として株式有限会社を対象とするものである。

1. 取締役の選任

1 緒説

取締役とは、取締役という名称をもって呼ばれる者に限られないことに注意しなければならない。取締役の職務についている者は、その名称を問わず、取締役として取締役に関する規定の適用をうける(s.2)。以下において、役員という用語を使用するので、これについてもその意義をここで明らかにしておけば、役員には取締役、管理人または書記が含まれるのである(s.2)。

取締役について、会社の受託者、代理人または管理人という記述が見られる⁵⁾。機関概念を有しないニュージーランド法において、やむを得ない記述方法であろう⁶⁾。

5) See D. J. Dalgish, *Company Law in New Zealand* (5th ed., 1965), p. 92.

6) 「イギリスの判例では、機関の觀念が充分に認められていないから、取締役を会社の代理人であると解し、これに、代理に関する原則を、そのまま適用するのである」(小谷町・前掲229頁)。取締役が代理人であるといった場合の取締役が問題であるが、これについてはイギリス会社法に関し小町谷教授が明らかにしている。すなわち、「イギリス会社法が、会社を代理するものとして directors と云っている場合には、個々の取締役をいうのではなくて、会議体としての取締役会 (board of directors) をいうのである。換言すれば、法人である会社を活動させる、いわゆる代理人即ち機関として、株主総会と取締役会とがあり、その取締役会が附属定款に規定がある場合に、第三者に権限の委任をすることによって、管理委員会 (council or managing committee の訳……[青木])とか、業務執行取締役 (managing director) というような、機関を生ずるのである。また、附属定款においてすでに、本来は取締役会の権限に属するもののうち、若干のものを奪い、これを他の者、例えば常任取締役 (permanent directors) 又は支配取締役 (governing directors) に付与して、特殊の機関を設置することが、通常行われているのである」(前掲230)。なお、本文の管理人なる語は manager の訳語であり、小町谷教授の訳語を使用したものであるが、管理人は付属定款の規定にもとづいて会社の業務執行を行う者である(同上)。

独協法學

2 員数

私会社を除いて取締役の員数は2人以上である(s.180)⁷⁾。立法論として3人以上とすべきであると主張されている⁸⁾。個々の会社において、具体的に幾人の取締役を選任するかは、通常、付属定款に定められている。付属定款に別段の定めがなければ、株式有限会社では、付属定款を補充する付則A表が適用され、取締役の員数は基本定款に署名した株式引受人全員の署名ある書面かまたはこれら引受人の多数決により定められる⁹⁾。

定められた員数の変更は付属定款に定める手続に従ってなされる。付属定款が総会の通常決議をもって員数を増減しうる旨を定めているのが普通である¹⁰⁾。付属定款に定めがない場合には、株式有限会社では、付則の定めに従うこととなるが、付則は、会社は株主総会の通常決議をもって員数を増減しうる旨を定めている¹¹⁾。

3 選任方法

(1) 総説 通常、最初の取締役については、付属定款で定める方法で選任するのに代えて、付属定款にその氏名を記載するという方法がとられる¹²⁾。

7) 私会社では取締役は1人以上とされている(s. 354(2)(c)).

8) Northey, op. cit., p. 162; W. L. Farrands, Company Law in New Zealand (1970), p.199 ; Dalgish, op. cit., p. 93.

9) Table A, art. 75. 付則A表(Third Schedule Table A)は株式有限会社の運営に関して定めるものであるが、会社は付属定款(articles of association)でA表の全部または一部を採用できる(s. 22(1))のみならず、株式有限会社の場合には、会社登記官吏(Register of Companies)に届け出られた付属定款に別段の定めがない限り、A表が届け出られた付属定款と同一の効力をもって会社に適用される(s. 22(2))。また、付則A表は可及的に株式資本を有する保証有限会社や無限会社に準用されるから(s. 25(c), (d), Table D, E), 本文で株式有限会社について特に述べることは、株式を有するこれらの会社にも妥当するわけである。なお、定款には基本定款(memorandum of association)と付属定款とがあり、前者はわが国でいわゆる絶対的記載事項を、後者は同じく相対的記載事項と任意的記載事項を定めるものである(小町谷・前掲56頁)。

10) Farrands, op. cit., p. 200.

11) Table A, art. 94.

12) Northey, op. cit., p.162; Farrands, op. cit., p. 199.

ニュージーランド会社法における取締役および取締役会

定款に選任方法が定められてなく、また、最初の取締役の氏名が定款に記載されていない場合には、株式有限会社では、上述の取締役の員数の決定と同様な方法で株式引受人によって最初の取締役が選任される¹³⁾。

特定の者を付属定款で取締役に選任するには、特定の者を株主募集のための目論見書または登記官吏に届け出る目論見書に代わる文書に取締役と記載するのと同様に一定の制限がある(s.184(1))。

(a) その者が自己が取締役として職務を行なうことに同意した文書に署名し、かつ、その署名のある同意書がその者または代理人によって登記官吏に届け出られていなければならない。

(b) 資格株 (share qualification of a director) の定めがある場合には¹⁴⁾、その者が、① 資格株以上の株式数について引受けることについて基本定款に署名しているか、② 会社から資格株を取得しているか、③ 資格株の取得を約する文書を登記官吏に届け出ているか、④ 資格株に十分な数の株式がその者の名義で株主名簿に記載されていることを明らかにする所定の宣誓書を登記官吏に届け出ているか、いずれかが必要である。

ただし、これらの要件は、① 会社が株式資本を有しない場合、② 会社が私会社であるか、または公募会社となる前に私会社であった場合、③ 会社が営業開始可能日から一年経過後に目論見書を発行する場合、には不要である(s.184(5))。

爾後の取締役は付属定款で定める方法で選任される。通常、付属定款は総会で選任する旨を定めている¹⁵⁾。

総会で数人の取締役を選任する場合は、私会社を除いて¹⁶⁾、各別の選任

13) Table A, art. 75.

14) 取締役として有しなければならない数の株式である。これについては後述する。

15) Dalgish, op. cit., p. 96.

16) See s. 354(4) and the 9th Sched.

独協法学

決議がなされるのが原則である。例外は、予め出席者全員が一括選任に同意している場合である（s.186(1)）。上に反する決議は無効であるが、この無効決議により選任された者の取締役としてなした行為は有効である（ss.186(2)(a),183）。しかし、悪意の第三者を保護すべきでないであろう。そこで、当該の者と取引した第三者者が、取引の当時に、選任決議の無効を知っていた場合には、保護されないと解されている¹⁷⁾新たな取締役が選任されない場合には、退任取締役が自動的に再任される旨を付属定款に定めることがあるとみえて、この定めと選任決議の無効との関係について特別の定めがおかされている。すなわち、無効な選任決議でも決議された以上は、上の定款の規定は適要されない（s.186(2)(b)）。

(2) 順番退任（retirement by rotation）と退任者の再任 付属定款に別段の定めがなければ、株式有限会社では、最初の取締役は最初の年度総会において全員が退任となり、以後、毎年度総会において取締役の3分の1—取締役の数が3で整除できない場合には、3分の1にもっとも近い数の取締役—が退任する¹⁸⁾。退任する取締後は在任期間の最長の者であるが、在任期間が同一である取締役の間では一別段の合意がない限り一抽選によって退任者を決定する¹⁹⁾。これを順番退任という。

順番退任の場合に、株式有限会社では、会社が株主総会で欠員を補充しないときは²⁰⁾退任取締役が再任を希望すれば、原則として、再任されたものとみなされる。例外は、欠員を補充しない旨の決議がなされたとき、または当該退任取締後の再任案が否決されたときである²¹⁾。以上と異なる定めが付属定款にある場合にはみなし再任は生じない。

(3) 取締役会による欠員の補充 営業年度の途中において生じた欠員補

17) Northey, op. cit., pp. 163, 164.

18) Table A, art. 89.

19) Ibid., art. 90.

20) 退任取締役を総会が再任することは、勿論、許される（Ibid., art. 91.）。

21) Table A, art. 92.

ニュージーランド会社法における取締役および取締役会

充については、付属定款で取締役会が補充しうる旨を定めるのが普通である²²⁾。株式有限会社では、定款に別段の定めをしない限り、取締役会は、当然に補充権を有する。のみならず、取締役会は取締役の員数の枠内で新取締役を追加しうる。しかし、このように補充または追加された取締役は選任後の最初の年度総会までがその任期であり、順番退任の取締役数決定の分子に加えない²³⁾。

- (4) 取締役候補者 付属定款に定めがあればそれに従うが、株式有限会社では、付属定款に別段の定めがない限り、退任取締役または取締役会が、原則として、候補者を推薦する。例外は、議決権を有する株主の署名ある推薦書および被推薦者の署名ある同意書が株主総会の会日の3日前に会社の登記した事務所(registered office)²⁴⁾におかれた場合である。ただ、総会の会日3日前ならいつでもよいというのは妥当でないので、早くとも21日以内という制限がある²⁵⁾。
- (5) 付属定款による取締役の選任 付属定款で特定の者を常任取締役に選任することも可能と解されている。私会社ではこの選任方法が一般的である。このような取締役は支配取締役と普通に呼ばれている。定款で選任がなされているのだから、定款が変更されない限り、支配取締役はその地位にあり、再任行為は不要である²⁶⁾。本来、このような取締役は私会社の特殊事情にもとづくものだから、公募会社では常任取締役を解任

22) Farrands, op. cit., p.200.

23) Table A, art. 95.

24) 会社は設立された日からニュージーランドに登記した事務所を有しなければならない。会社に対するあらゆる通知・通告はこの事務所にてにすればよい。会社は成立日までに登記した事務所の所在地を登記官吏に届け出なければならない。変更した場合には14日以内に届け出なければならない(s.115)。このよう制度を設けた趣旨は、会社に対する文書の送達を安易にするにある。会社は総会の議事録や取締役名簿など一定の帳簿を登記した事務所に備え置くことを要求される。

25) Table A, art. 93.

26) Farrands, op. cit., pp. 200, 201.

独協法学

しうる(s.187)。

- (6) 第三者による選任 特定の者に取締役選任権を与えることも可能と解されている。親会社が子会社の取締役を選任することが多いといわれる²⁷⁾。
- (7) 取締役の地位の譲渡 取締役がその地位を会社と無関係に他人に譲渡することは、われわれには考えられないが、ニュージーランドでは、付属定款や取締役と会社との間の契約でこれを認めている場合がある²⁸⁾。そこで、地位の譲渡は特別決議で承認されない限り無効であるとする(s.203)。
- (8) 取締役名簿の備置 会社はその登記した事務所に取締役名簿を備え置かなくてはならない。取締役が自然人である場合には、その氏名、住所、国籍、職業(商業上のものに限る)および兼任している取締役の地位が記載される。しかし、コンツェルン的結合が最も完全な形をとっている場合、すなわち、親会社が子会社を完全に所持している場合には、親会社と子会社との一体性は完全であるから、親会社の取締役の地位と子会社の取締役の地位とを兼任しても、それについて一つ一つ記載する実益はないと考えられる。そこで、このような場合には、兼任についての記載は必要でないとする。最初の取締役の選任がなされた場合、または取締役が変更した場合には、30日内に上述の名簿記載事項を登記官吏に届け出なければならない。名簿は株主その他の者の閲覧に供せられるが、株主以外の者は20セントを支払わねばならない(s.200)。
- (9) 取締役の欠格事由 次の者は取締役たる資格を有しない。
- (ア) 免責を得ていない破産者は破産裁判所の許可なしには取締役になれない。したがって、取締役がこれに該当すれば、その地位を失うこととなる。違反した場合には、2年以下の禁錮または1,000ドル以下の罰金に

27), 28) Ibid., p. 201.

ニュージーランド会社法における取締役および取締役会

処せられる。許可の申請があった場合には、管財人に通知され、管財人は公益に反すると判断すれば、許可に反対することができる（s.188）。

(イ) 会社に対する犯罪で有罪判決をうけ、取締役たる資格を5年以内失った者、および清算の場合において会社との取引で詐欺を行なったは役員に在任中に会社に対し詐欺行為もしくは義務違反行為をなし同様な処分をうけた者は、その期間中は裁判所の許可なしには取締役となれない。違反に関する罰則は(ア)の場合と同様である（s.189）。

2. 資格株

1 緒説

取締役となるために所持しなければならない株式数、すなわち、資格株は法定されていない。株式取引所規則も付則A表も資格株を要求していない²⁹⁾。したがって、付属定款の定めるところによるのであるが、付属定款は一般に資格株について定めている³⁰⁾。

2 資格株の取得

資格株が要求されている場合には、資格株を有しない者は、取締役に選任された後2月内（付属定款でこの期間を短縮できる）に資格株を取得しなければならない（s.185）。取締役が上の期間内に資格株を取得できない場合または取得後に資格株を有しなくなった場合には、当該取締役は退任する。これに違反して取締役としての行為をなしたときは、1日につき10ドルの罰金に処せられる（s.185）。

通常、付属定款は資格株の取得を会社からのみに限っていない。したが

29) Table A, art. 77は、資格株は要求していないが、資格株を株主総会で定めることができるとしている。

30) Dalgish, op. cit., p. 94. 資格株を定めることにより、取締役に会社事業の成功に重大な関心をもたし、その全力を会社事業に傾注させることが、資格株を定める目的である（see R. R. Pennington, Company Law (3rd ed., 1973), p. 476）。

独協法學

って、取締役は第三者から株式の譲渡をうけることによって資格株を取得できる。ただし、発起人から資格株の贈与をうけることは弊害があるので認められないと解されている³¹⁾。

3 所持の意義

付属定款に別段の定めがない限り、他の者と共有する株式も資格株となりうる³²⁾。無記名株は資格株となりえない³³⁾。その無記名性のゆえに資格株に適さないからであろう。

付属定款で資格株を定めるに際して、取締役は自己の権利において資格株を有しなければならないと定めることがあるが、その意義については、これは、取締役が自己の計算で資格株を有しなければならないことを意味しないと解されている³⁴⁾。上の定款の定めは、取締役は他人の権利において資格株を所持してはならないことを意味するにすぎないのである³⁵⁾。他人の計算で、取締役が名義上資格株を有する場合でもよいわけである。したがって、取締役が受託者として株式を所有する場合でも、資格株となりうるのである³⁶⁾。

3. 終任

1 緒説

取締役は、死亡、会社の清算、順番退任、定年または資格喪失および会社法典187条にもとづく解任などによって終任となる。取締役の終任事由については、付属定款に定めるのが普通である。

2 終任事由

付属定款の定めるところであるが、別段の定めがなければ、株式有限会

31)～33) Farrands, op. cit., p. 203.

34) Howard v. Sadler [1893] 1 Q. B. 1.

35) Farrands, op. cit., p. 203

36) Pullbrook v. Richmond, etc., Mining Co. (1878) 9 Ch. D. 610.

ニュージーランド会社法における取締役および取締役会

社では、次の場合に取締役は終任する³⁷⁾。

- (ア) 会社法典185条にもとづき退任する場合。すなわち、取締役が同条により要求される資格株を取得しない場合である。
- (イ) 取締役が破産した場合または自己の債権者と一般的に債務整理契約を締結しもしくは和解をなした場合。
- (ウ) 取締役が会社法典189条にもとづく命令により取締役であることを禁止された場合。同条にもとづき、裁判所は詐欺的行為をなした者が取締役となることを禁止することができる。
- (エ) 取締役が心身喪失者となった場合、または「老齢者および心身耗弱者保護法」(Aged and Infirm Persons Protection Act 1912)により被保護者となった場合。
- (オ) 取締役が文書で辞任の届けを会社になした場合。
- (カ) 取締役が許可なく6月を越えて取締役会議を欠席した場合。なお、一定の期間に亘って会議を欠席しても、その欠席が病気などやむを得ない事由にもとづく場合には、退任しないと解されている³⁸⁾。

3 終任の時期

終任事由に該当すれば、取締役は自動的に終任するのであり、取締役会が終任事由該当を主張しないということは許されない³⁹⁾。取締役の辞任の場合には、会社の同意があれば、辞任を徹回しうると解されている⁴⁰⁾。

4 欠格による退任と再任

資格を失ったゆえに退任した場合には、退任取締役が資格を回復すれば、再任されうること勿論である⁴¹⁾。無資格中に取締役としての行為をなしても、その者は報酬支払請求権を有しない⁴²⁾。しかし、当該取締役はなした労務

37) Table A, art. 88.

38) Mack's Claim [1900] W. N. 114.

39) Re Bodega Co. [1904] 1 Ch. 276.

40) Glossop v. Glossop [1907] 2 Ch. 370.

41) Re Bodega Co. (supra).

42) Northey, op. cit., p. 179.

独協法学

の価格返還⁴³⁾を理由として支払を求めることができる⁴⁴⁾。

5 解任

終任事由のうち、解任を取り上げて概観することとする。

(ア) 総説 付属定款または会社と取締役との間の契約で取締役の任期を定めることができるが、任期の定めがある場合でも、会社は任期満了前に普通決議で取締役を解任しうる(s.187(1))⁴⁵⁾。かつては、長期雇傭契約または付属定款に特別の定めをすることによって、取締役は解任を回避することができたのであるが、現行法では、取締役と会社との間に特別の契約があっても、また、付属定款に特別の定めがあっても、会社は取締役を解任しうるのである⁴⁶⁾。立法趣旨は、取締役に対する社員の支配力の強化があるのであって、契約違反により取締役が被る損害の救済に対してなんらの変更を加えるものではない⁴⁷⁾。

(イ) 解任の手続 総会で取締役を解任するためには、特定の取締役を解任する旨の議案、またはその取締役に代えて他の者を選任する旨の議案についての特別の通知が、総会招集通知と同時および同様な方法でなされなければならない。ただし、やむを得ない場合には、相当な発行部数を有する新聞または付属定款の認めるその他の方法による公示をもって上の通知に代えることができる(s.146)。会社は解任議案の対象となっている取締役に上の通知の謄本を送付しなければならない。謄本の送付を受けた取締役は、解任案を審議する総会に出席して議案に対して弁明をなしうる(s.187(2))。のみならず、一定の場合には、文書を会社に提

43)《Quantum meruit》の請求といわれるものである。田中和夫・英米契約法概説(新有堂)116頁～121頁参照。

44)Craven-Ellis v. Canons Ltd. [1936] 2 K. B. 403; [1936] 2 All E. R. 1066.

45)187条は私会社には適用されない。

46)現行法においても、任期に関し基本定款に定めがある場合には、変更が不能でありしたがって、そのような場合には、187条1項は適用されないであろう、と解されている(Northey, op. cit., p. 179)。

47)Northey, op. cit., p. 180.

ニュージーランド会社法における取締役および取締役会

出し、会社の費用で社員にその文書を公示することを請求しうる(s.187(3))。会社法典は、普通決議での解任を認めるとともに、取締役の正当な利益の擁護をはかっているのである。

(ウ) 解任された取締役の損害賠償の請求　　解任された取締役は、解任により生じた損害の賠償を請求することができる(s.187(6))。たとえば、取締役が、付属定款以外に、自己を業務執行取締役に一定の期間に亘って任命する契約を締結していて、未だその期間が経過しないにも拘らず解任され、その解任が契約違反である場合には、解任より生ずる損害の賠償を請求することができる⁴⁸⁾。解任された取締役がその損害を軽減するよう努めるべきことは当然である⁴⁹⁾。ただし、代りに提供された地位が、解任された取締役の社会的地位を著しく低下させる場合には、その申し出を拒否できる⁵⁰⁾。

4. 取締役の報酬

1 報酬の決定

普通、取締役の報酬の決定手続は付属定款に定められている⁵¹⁾。総会が決定するというのが一般的である⁵²⁾。

付属定款に定めがない場合には、報酬は年度総会の利益処分権により与えられることとなる。したがって、この場合には、報酬は贈与であるから、経費として処理できない。この意味での報酬を与えるには、勿論、処分可能利益が存在しなければならない⁵³⁾。

48), 49) Farrands, op. cit., p.205.

50) Yetton v. Eastwoods Froy Ltd. [1967] 1 W. L. R. 104; [1966] 3 All E. R. 353.

業務執行取締役の業務を子会社の運営に限定することは可能であり、これは契約違反とはならない(Northey, op. cit., p. 180; H. Holdsworth and Co. (Wakefield) Ltd. v. Caddies[1955] 1 All E. R. 725.

51), 52) Northey. op. cit., p. 165.

53) Putaruru Pine & Pulp Co. (NZ) Ltd. v. McCullock [1934] NZL. R. 639; G. L. R. 510.

独協法學

2 取締役の報酬請求権

取締役が報酬の支払を請求しうるためには、会社との間に報酬支払に関する合意が存在することを証明する必要がある⁵⁴⁾。付属定款に定めがあるのみでは不十分である⁵⁵⁾。もっとも、付属定款に支払われる報酬について具体的な定めがあり、それを基礎として会社と取締役との間で就任契約が締結された場合には、報酬支払について黙示の合意があつたと解されている⁵⁶⁾。

3 報酬一覧表の交付

社員は取締役に支払われる報酬の一覧表の交付を請求することができる(s.196(1))。請求は書面行為とされている。請求権者が限定されている。

(a) 株式資本を有する会社にあっては、200人以上の株主または発行済株式総数の10分の1以上を有する株主が請求権を有する。

(b) 株式資本を有しない会社にあっては、社員名簿に記載された社員の5分の1以上の社員が請求権を有する。

上の請求があった場合には、その請求から1月以内に取締役は一覧表を会社の全社員に交付しなければならない。この一覧表は、会社の監査役により正確であることが証明され、かつ、決算の行われた過去3年間のそれぞれの年度において報酬またはその他の手当の形で取締役に支払われたものの総額を示すものでなければならない。子会社から支払われた報酬も含まれていなければならない。

上の請求があつても、その請求から1月以内に、一覧表を交付すべきで

54) Northey, op. cit., p. 164; Dalgish, op. cit., p. 98; Farrands, op. cit., p. 206.

55) 付則A表は、取締役の報酬は、その都度、総会で決定する、と定めている(Table A, art. 76)。

56) Re New British Iron Co. [1898] 1 Ch. 324, 326. この事件では、年1,000ポンドを取締役に支払う旨の付属定款の定めはそれ自体は会社と取締役との間の契約ではなく、付属定款という形式で会社の社員相互間で締結された契約の一部にすぎないが、定款のこの定めを基礎として取締役と会社との間で就任契約が締結された場合には、当該規定は就任契約に包含され、この契約の一部となるので、取締役は年1,000ポンドの支払を請求する契約上の権利を有する、と判決された。

ニュージーランド会社法における取締役および取締役会

ない、という決議がなされた場合には、会社は一覧表を交付しなくてもよい。

4 報酬の開示

取締役の報酬は、目論見書⁵⁷⁾および年度決算書に記載されねばならない（s.197）。年度決算書は会社または子会社により支払われた取締役の報酬その他手当のすべてを開示することを要する。

5 取締役の退任などの対価である補償の開示

(ア) 総説 取締役にその職務遂行の場が失くなったことの補償として、または退任のためのもしくは退任にともなう対価として、会社が支払をなすには、提案された支払の総額を含めてその細目が社員に開示され、その提案が総会で承認されねばならない（s.191）。

(イ) 営業譲渡などにともなう退任などの補償の開示 会社の営業または財産の譲渡の結果として、取締役がその職務遂行の場を失い、または退任することがある。このような場合にその喪失の補償として、または退任に関する対価として、会社が支払をなすには、(ア)と同様な手続が必要である（s.192(1)）。これに違反する支払は、会社を受益者として取締役に対して信託がなされたものとみなされる（s.192(2)）。

(ウ) 支配株主交替による取締役の地位喪失の補償の開示 会社の支配株主が交替することによって、取締役がその地位を失うことと関連して、取締役に補償がなされることがあるが、これについても開示する必要がある。そこで、(a) 株主全体に対してなされる買付の申込、(b) 会社を子会社にする目的をもって他の会社のためにする買付の申込、(c) 総会で行使される議決権の3分の2以上を支配する目的をもって自然人のためにする買付の申込、(d) 一定規模の承諾が買付の条件となっている買付の申込、などの結果として、株式の譲渡がなされ、それにと

57) Fourth Sched., Part I, para. 2.

独協法学

もない取締役がその職務遂行の場を失いまたは退任するために、取締役に補償がなされる場合には、株主に送付される買付申込書で、総額を含めてその支払の細目が開示されるよう当該取締役は十分な配慮をしなければならない(s.193(1))。これに違反した場合または株式譲渡前にそのために招集された総会でその支払が承認されない場合には、取締役は、買付申込の結果として株式を譲渡した者のために、その支払金を信託的に受領したとされる(s.193(3))。

(イ)、(ウ)に関しては、他の株主に支払われる価額を越えて取締役の株式に支払われた価額、または取締役に与えられた高価な対価の価額は、職務遂行の場を失ったまたは退任するための対価として支払われたものとみなされる(s.194(2))。これに反して、(ア)の場合も含めて、契約違反の損害としてまたは過去の労務に関する手当として誠実になされた支払は、補償のための支払から除外される(s.194(3))。

5. 取締役に対する金銭貸付

会社またはその親会社の取締役に会社が金銭の貸付をなすことは原則として許されない(s.190(1))⁵⁸⁾。例外は次の場合である。

- (a) 貸付をうける取締役が会社の親会社である場合(s.190(1)(a))⁵⁹⁾。
- (b) 営業のために取締役が支出する費用に当てるために、または取締役の義務の適正な履行のために、なされる貸付の場合(s.190(1)(b))。この場合には、貸付額および貸付の目的が総会で開示され、総会で承認されなければならない(s.190(2))。
- (c) 通常の業務のなかに金銭貸付を含む会社による通常の業務の範囲内でなされる貸付の場合(s.190(1)(c))。

58) 本条も子会社には適用されない。

59) 会社の親子関係については法定されている(s. 158)。

ニュージーランド会社法における取締役および取締役会

金銭貸付がなされた場合は、決算書で開示される（s.197）。

6. 取締役会議

1 招集通知

付属定款に定めがあれば、それに従うが、別段の定めがなければ、相当な通知であればよいと解されている⁶⁰⁾。なにが相当な通知であるかは、会社の事情によって異なるのは当然である⁶¹⁾。適法な通知を欠いた取締役会の決議は無効である⁶²⁾。定例日に開催される会議については、招集通知は不要である⁶³⁾。付属定款でニュージーランド国外に居住する取締役には通知を要しない旨を定めることも可能であろう⁶⁴⁾。定款に別段の定めがない限り、株式有限会社では、取締役の請求によって書記が取締役会を招集する⁶⁵⁾。

2 議事

(ア) 総説 付属定款の定めによることは勿論である。定款に別段の定めがない場合には、株式有限会社では、(a) 議案は多数決によって決する、(b) 可否同数の場合には議長が決する、(c) 議長およびその任期は取締役会で決定する、(d) 議長が選任されていない場合または議長が定刻5分内に出席しない場合には、出席者のうちから議長を選任する、こととなる⁶⁶⁾。しかし、これらのこととは、会議に一般的な原則と考えられるので、他の会社においても同様と解しうる。

株式有限会社では、定款に別段の定めがない限り、招集通知を受ける取締役全員の署名のある書面での決議も有効である⁶⁷⁾。

60)～62) Farrands, op. cit., p. 228.

63) Dalgish, op. cit., p. 102.

64) See Table A, art. 98.

65) Ibid., art. 98.

66) Ibid., arts. 98, 101.

67) Ibid., art. 106.

独協法學

(イ) 定足数　定足数については、付属定款に定めるのが通常である⁶⁸⁾。

また、現存取締役が定足数未満となる場合に備えて、現存取締役のみで会議を開催しうる旨を一般に付属定款に定めている⁶⁹⁾。付属定款に別段の定めがなければ、株式有限会社では、定足数は2人でまた、現存取締役が定足数を割った場合には、取締役を定足数まで補充するために、あるいは株主総会を招集するために、現存取締役は会議を開催しうる⁷⁰⁾。

(ウ) 特別利害関係人の議決権の停止　決議に利害関係を有する取締役の議決権が停止するか否かは付属定款の定めによるが、議決権が停止される場合には、その者は、定足数の計算に関しては、出席者の数に算入しない旨を付属定款に定めるのが通常である⁷¹⁾。定款に別段の定めがなければ、株式有限会社においては、会議で審議される契約または合意に利害関係を有する取締役は原則として、議決権を行使できなく、その者の出席は定足数の計算においては算入されない⁷²⁾。例外は次の場合である。

- (a) 会社のために取締役がなした借入金または引受けた債務について、その取締役のために担保を提供したまは保証をする合意の場合。
- (b) 会社の債務に取締役が保証をなしたまは担保を提供する合意の場合。
- (c) 株式または社債の取締役による引受契約の場合。
- (d) 取締役が役員または株式その他の証券所持人としてのみ利害を有するにすぎない会社との契約または合意の場合。

なお、決議に利害関係を有する取締役も会議への出席権を有する⁷³⁾。

(エ) 議事録　議事については、議事録の作成が必要である(s.149(1))。会議の議長の署名ある議事録は議事に関する証拠であり(s.194(2)),議事

68), 69) Farrands, op. cit., p. 229.

70) Table A, arts. 99,100.

71) Northey, op. cit., 167.

72) Table A, art. 84(2). ただし、総会は一般的にまたは個々の契約もしくは合意について、この禁止を排除または制限しうる。

73) Grimwade v. B. P. S. Syndicate (1915) 31 T. L. R. 531.

ニュージーランド会社法における取締役および取締役会

録が適法に作成された場合には、会議が適法に招集・開催されたこと、議事がすべて適法になされたこと、ならびに、取締役および管理人などの選任がすべて有効であること、などが推定される（s.149(3)）。

7. 取締役会の権限

1 総説

取締役会の権限については、一般に付属定款で定めている。付則A表は、取締役会により行使される権限について、個別的規定のほか包括的規定をおいている⁷⁴⁾。これによれば、取締役会は、会社の業務を執行し、会社設立および登記の費用をすべて支払い、会社法典または付則A表で総会の権限とされない権限を行使する。ただし、付則A表、会社法典およびこれらの規定に違反しない総会の決議に従わなければならない、とされている。この付則A表の規定は、すべての会社に対して共通な原則を示すものといえる。

2 総会決議と取締役会

取締役会が、付属定款で定められた権限内で活動する限り、総会の決議に従う義務がないのは当然である。取締役会の権限を侵す総会の決議は、取締役会の決議を無効にするものでもないし、将来に向って拘束するものではない⁷⁵⁾。総会決議により取締役会を拘束するには、付属定款の変更が必要である⁷⁶⁾。

取締役会が付属定款により与えられた権限を踰越した場合には、総会の普通決議で追認することができる⁷⁷⁾。

74) Table A, art. 80.

75) Gramophone Ltd. v. Stanley [1908] 2 K. B. 89 (C. A.); Salmon v. Quin and Axtens Ltd. [1909] 1 Ch. 311 (C. A.) ; [1909] A. C. 442.

76) Farrands, op. cit., p. 227.

77) Grant v. United Kingdom Switchback Co. (1888) 40 Ch.D. 135.

独協法学

3 取締役会の権限の委譲

付属定款に明文の定めがある場合を除いて、取締役会はその権限を委譲できない⁷⁸⁾。付属定款に別段の定めがなければ、株式有限会社では、取締役会はその権限の一部を適當と判断する1人の取締役または取締役からなる委員会に付与できる。権限を付与された取締役または委員会は、付与された権限の行使に際し、取締役会の指示に従わなければならないのは当然である⁷⁹⁾。

8. 取締役の義務

1 緒説

取締役の義務は信認的義務と注意と技能に関する義務とに分かれる⁸⁰⁾。

2 信認的義務

(ア) 総説 取締役の信認的義務は信認的地位にある人の義務と同様である⁸¹⁾。したがって、取締役はその権限を誠実に会社全体の利益のために行使しなければならず、たとえば、会社が購入する財産についての自己の利益を開示しなければならない⁸²⁾。

(イ) 義務の内容 信認的義務を有する者は、その者が保護すべき者と利害衝突を生ずる個人的利益が存するような事務にかかわることは許されない、というのが衡平法上の一般法理であるが、この法理は取締役にも適用される。この場合には、取締役の行為が誠実であっても義務違反がありうるのである⁸³⁾。

この衡平法上の法理の適用範囲が問題であるが、取締役に在任中に得

78) Farrands, op. cit., p. 228.

79) Table A, art. 102.

80), 81) Farrands, op. cit., 215.

82) Northey, op. cit., p. 189.

83) Regal (Hastings) Ltd. v. Gulliver [1942] 1 All E.R. 378.

ニュージーランド会社法における取締役および取締役会

た知識を利用して、退任後に得た利益についても、取締役は会社に対して責任を負わなければならない、と解されている⁸⁴⁾。また、解散が予定されている会社の取締役が自己のため輸入許可を申請し、許可を得た場合に、取締役は会社のための許可の受託者である、とされた⁸⁵⁾。

信認的義務違反は、取締役が私的利息を得ようとした場合のみならず、その権限の行使が不当であった場合にも認められている⁸⁶⁾。多数派株主の地位を消失させ、公開買付を容易にすることを主たる目的とする株式割当は無効であるとした判例がある⁸⁷⁾。割当によって新たな資本は獲得されたのであるが、株式発行の主たる目的が多数派の議決権の希釈化にあつたのが妥当でないというのである⁸⁸⁾。今後、経営上の判断についての裁判所の介入がますます多くなることが予想されている⁸⁹⁾。

(ウ) 取締役と受託者　　判例で、取締役は受託者であるとしばしば言われているのであるが、これは取締役の義務と受託者の義務とが同じであるということを意味していないことは勿論である。義務の履行において、取締役は会社に対し信認的関係にあるということを意味するにすぎないのである⁹⁰⁾。

(エ) 取締役と会社との間の契約

(a) 緒説　　付属定款が特に認めていない限り、取締役と会社との契約は制限される、というのが一般原則である。経験的に見て、多くの場合、そのような契約には利害衝突が存するからである。例外は、会社の株式

84) Industrial Development Consultants Ltd. v. Cooley [1972] 1 W. L. R. 443; 2 All E. R. 162.

85) G.E.Smith Ltd. v. Smith [1952] N.Z.L. R. 470; [1952] G. L. R. 354.

86) Northey, op. cit., p. 192.

87) Howard Smith Ltd. v. Ampol Petroleum Ltd. [1974] A.C. 821; [1974] 1 All E. R. 1126. 私利は不当な動機のもっとも一般的なものではあるが、一例にすぎないのである (Lord Wilberforce said at pp. 834, 835 (1133)).

88) Northey, op. cit., p. 198.

89), 90) Ibid., p. 194.

独協法学

や社債の引受契約である⁹¹⁾。会社は利害衝突の存する契約を取り消すことができる。⁹²⁾

(b) 取消と追認 取消と追認について、以下、検討することとする。

① 会社のために取締役会が契約をなした場合、取締役中の誰かが当該契約に利害関係を有するときには会社はその契約を取り消しうる⁹³⁾。

② 取締役が利害関係を有する契約が、会社と締結された場合には、その取締役が他の取締役に自己の利害関係を開示したとしても、会社は当該契約を取り消しうる。ただし、開示を要件に契約の締結を認める定めが、付属定款にある場合には、勿論、取り消しえない⁹⁴⁾。

③ 会社が取り消しうる契約を追認した場合には、会社はその契約から取締役が取得する利益の引渡しを請求できない。この原則に対する例外は、たとえば、取締役が会社のために受託者として所持することを義務づけられているような、衡平法上、既に会社に帰属している財産を会社に売却する契約の場合である⁹⁵⁾。

④ 会社が契約を取り消すことができない場合には、取締役が契約に対し有する利益を開示しなかったことを理由に、会社は取締役に損害賠償を請求できる⁹⁶⁾。

⑤ 会社が契約を取り消しえない場合は、上述の株式または社債の引受契約の場合のほかに、付属定款が取締役に会社との契約を認めている場合である⁹⁷⁾。この場合には、会社法典199条の適用がある。すなわち、会社との契約に直接または間接に利害関係を有する取締役は、その契約が初めて審議される取締役会議において自己の利益を開示しなければならない。取締役が事後に利害関係を有するようになった場合には、直近の取締役会議で自己の利益を開示しなくてはならない。罰則もある。

91), 92) Ibid., p. 173.

93)~95) Ibid., p. 174.

96) Ibid., pp. 174, 175.

97) Dalgish, op. cit., pp. 101, 102.

ニュージーランド会社法における取締役および取締役会

(オ) 隠れた利益 機関概念が認められていない法制上、取締役は代理人として捉えられているから、取締役はその正当な報酬を越えて自己の地位からいかなる利益も取得できないと解されている。取得した利益について会社に責任を負うのである⁹⁸⁾。取締役に賄賂が申し出られたが、実際には賄賂の支払がなかった場合に、会社は、賄賂によって吊り上げられた金額を贈賄者に請求しうると解されている⁹⁹⁾。実際に取締役が収賄した場合には、会社は契約の履行を拒否しうるのである¹⁰⁰⁾。発起人と会社との間で財産引受の交渉がなされている間または交渉妥結後は、取締役は金銭、株式またはその他の利益を発起人から受け取ってはならないとされるのも、同じ原則にもとづくのである¹⁰¹⁾。

3 注意と技能に関する義務

この義務は、通常、次のように要約されている¹⁰²⁾。

- (ア) 取締役は正直に行動しなければならない。
- (イ) 取締役は自己と同じ知識と経験とを有する人に期待するのが相当である程度の技能を行使しなければならない。
- (ウ) 取締役は判断の誤りについては責任を負わない。
- (エ) 取締役は会社事業に継続的に注意を払わなくともよい。取締役の義務は、定期的な取締役会議や出席した委員会議で履行される断続的なものである。取締役はそのような会議のすべてに出席しなくてもよい。ただし、出席するのが相当であると考えられる場合には、出席の義務がある。
- (オ) 事務の緊急性や付属定款にかんがみて、会社の他の職員に委すのが適当と考えられる義務の場合には、疑うべき理由がない限り、取締役は義務の誠実な履行をその職員に委任しうる。

98) Farrands, op. cit., p. 217.

99), 100) Dalgish, op. cit., pp. 101, 102.

101) Farrands, op. cit., p. 208.

102) Dalgish, op. cit., p. 105; Farrands, op. cit., pp. 222, 223.

独協法学

- (カ) 上に要約した一般的義務とは別に、取締役の義務は会社事業の性質や取締役と他の職員との間の事務の配分の仕方に左右される。ただし、その配分は相当なものであり、かつ、付属定款の規定と矛盾しないものでなければならない。
- (キ) 手形の署名の際に払うべき注意義務については次のように要約される¹⁰³⁾。
- (a) 取締役は手形に署名する前に、または署名した手形を交付する前に、その手形を承認する取締役会議（または委員会議）の決議があったことを確認しなければならない。承認をうける機会のなかった手形に署名した場合には、直近の会議で追認をえなければならない。
- (b) 適法な目的のために作成されたと思われる手形に署名する取締役は、事実その目的のためにその金銭が要求されているか、あるいはその金銭が後でその目的のために使用されるかを確認しなくてもよい。勿論、会社の通常の手続に従い正規の方法で署名が求められていることは確認しなければならない。
- (c) 手形に関する授權は複数の手形に総額で与えることは許されない。個々の手形ごとに受取人および金額が特定されていなければならない。

9. 取締役の責任

1 一般的責任

取締役に要求されるのは、「相当なる注意」であり、これを欠いた場合に責任が生ずるのである。そして、具体的に「相当な注意」を欠いだか否かは、(a) 取締役が権限を越したか否か、(b) 取締役が権限を越していない場合には、普通の慎重さを有する者が自己のために行動するとき、取締役のなすような行為はなきないであろうことを単純明瞭に認識させる

103) Ibid.

ニュージーランド会社法における取締役および取締役会

ような諸事情を知っていたか否か、によって判断される¹⁰⁴⁾。取締役が手形を必要とする目的を調査することなしに手形し署名し、その目的が会社の権利能力外のものであった事件で、取締役の注意義務懈怠による責任が認められている¹⁰⁵⁾。

2 会社法典上の特別責任

(ア) 目論見書に正確な情報開示をしなかった場合。

48条 4 項—1,000 ドル以下の罰金。

53条 —誤解した者に対する民事責任。

54条 — 2年以下の禁錮もしくは1,000 ドル以下の罰金、または併科。

(イ) 目論見書の謄本の登記官吏への届出の懈怠。

51条 5 項—1 日につき10 ドル以下の過怠金。

(ウ) 58条（目論見書に代る文書に関する）違反。

58条 3 項—200 ドル以下の罰金。

58条 4 項—2年以下の禁錮もしくは1,000 ドル以下の罰金、または併科。

(エ) 株式割当に関する規定に違反した場合。

57条 4 項—5 パーセントの利息を付しての申込金の払戻し。

59条 2 項—会社および引受人に対する損害賠償責任。

60条 3 項—1 日につき100 ドル以下の過怠金。

(オ) 年度報告書に関する規定に違反した場合。

130条 6 項—過怠金。

(カ) 48条 A（会社への預金または貸付の勧誘に関する）違反。

48条 A 11—1,000 ドル以下の罰金。

3 他の取締役の行為に対する責任

他の取締役の行為に対し取締役が責任を負わないので当然である。ただ、

104) Farrands, op. cit., p. 224.

105) Dalgish, op. cit., p. 106; Joint Stock Discount Co. v. Brown (1869) L. R. 8 Eq. 381.

独協法学

当該取締役が他の取締役の行為について悪意であり、かつ、その行為に加担しているときは別である¹⁰⁶⁾。

4 取締役の無限責任

- (ア) 緒説 有限会社では、基本定款に定めるならば、取締役の責任を無限となしうる(s.201(1))。この場合には、取締役は、清算の場合において、会社債務を弁済するに足る会社財産を確保するという責任を負うこととなる¹⁰⁷⁾。
- (イ) 責任の無限性の通知 責任が無限であるということを、取締役として選任される者に予め知らしておく必要が、当然、考えられる。そこで、発起人、取締役または書記は取締役候補者に書面で責任が無限であることを通知しなければならない、とされている(s.201(2))。
- (ウ) 定款変更と無限責任 基本定款に定めがなくとも、付属定款が許すならば、有限会社は、特別決議で基本定款を変更し、取締役または業務執行取締役の責任を無限となしうる。取締役が、決議が成立したとき、ニュージーランドにおらず、定款変更の通知を受けていない場合には、定款変更の効力は取締役が書面による定款変更の通知を受けた日から21日を経過したときに生ずる(s.202(1))。
- (エ) 制度の立法趣旨 立法趣旨は金融業に対する信用をたかめるにあると解されているが、保険会社はニュージーランドでは無限会社として設立されており、取締役の無限責任を定める例はないようである¹⁰⁸⁾。实际上、これらの条文は死文化しているといえる¹⁰⁹⁾。
- (オ) 責任の性質 取締役が株主であることを前提として考えられた責任であるから、無限となしうる取締役の責任は、実質上は株主の責任であると解されている¹¹⁰⁾。そうだとすると、資格株が要求されていない場

106) Farrands, op. cit., p. 225.

107) Northey, op. cit., p. 198.

108) Farrands, op. cit., p. 204.

109)~111) Northey, op. cit. p. 198.

ニュージーランド会社法における取締役および取締役会

合には、明らかに、取締役はこの制度の外にあるということになるのである¹¹¹⁾。

5 取締役の詐欺的行為と他の取締役

取締役が詐欺的行為をした場合、他の取締役は、疑問を生ぜしめるような事情がない限り、この詐欺行為を発見しなかったことの責任を問われない¹¹²⁾。

6 取締役間の分担

報酬または目的外の金銭の支出のために、責任を追及された取締役は、それらの行為に加担した他の取締役に分担額を求償することができる¹¹³⁾。

7 免責規定の無効

取締役その他の役員または監査役の懈怠、義務違反または信託違反の責任を免除する付属定款の定めまたは会社との契約は、無効であるとされている（s.204）。しかし、この規定も、取締役に利害関係ある場合にも議決権の行使を認める付属定款の定めなどにより骨抜きにされることが懸念されている¹¹⁴⁾。

8 取締役の免責

取締役その他の役員または監査役に対し、懈怠、義務違反または信託違反を理由に、責任追及の訴が提起された場合、裁判所は適当と判断する条件を付して、取締役の責任を、全部または一部、免除することが可能である。この免責をなすためには、取締役の行為が正直かつ相当であったこと、一切の事情を斟酌して免責するのが公正であることが必要である（s.468）。

取締役が会社の権利能力外の行為をした場合でも、免責は可能と解されている¹¹⁵⁾。

112), 113) Farrands, op. cit., 225.

114) Northey, op. cit., p.198~202. See Table A, art. 137.

115) Dalgish, op. cit., p.108; Farrands, op. cit., p. 226.